



2025年1月11日

各 位

会社名 セブン工業株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 木下 浩一
(コード番号 7896東証スタンダード・名証メイン)
問合せ先 執行役員 管理本部長 田口 浩司
(TEL 0574-28-7800)

都築木材株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果 及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

都築木材株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が、2024年12月9日から実施してまいりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が2025年1月10日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

また、本公開買付けの結果、2025年1月20日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社のその他の関係会社に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「セブン工業株式会社（証券コード：7896）の株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された株券等の数の合計が買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. その他の関係会社の異動について

(1) 異動予定年月日

2025年1月20日（本公開買付けの決済の開始日）

(2) 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、応募された当社株券等の総数が1,046,640株となり、買付予定数の下限（594,840株）以上となったことから、本公開買付けが成立し、当社株式594,840株を取得することとなった旨及び公開買付届出書に記載のとおり、買付予定数の上限（594,840株）を超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとした旨の報告を受けました。

この結果、公開買付応募者の当社の主要株主及びその他の関係会社であった西垣林業株式会社は、本公開買付けの決済が行われた場合には、2025年1月20日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が15%未満となるため、当社のその他の関係会社に該当しないこととなります。

(3) 異動する株主等の概要

その他の関係会社に該当しないこととなる株主の概要

| | | |
|-------------------|--------------------------|---|
| (1) 名称 | 西垣林業株式会社 | |
| (2) 所在地 | 奈良県桜井市大字戒重137番地 | |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 西垣 雅史 | |
| (4) 事業内容 | 木材卸売、製材加工、林業経営、建築請負 | |
| (5) 資本金 | 75百万円 | |
| (6) 設立年月日 | 1946年7月18日 | |
| (7) 純資産 | 11,721百万円(2023年12月31日現在) | |
| (8) 総資産 | 13,797百万円(2023年12月31日現在) | |
| (9) 上場会社との当該株主の関係 | 資本関係 | 2024年9月30日現在で、当該会社は1,046,640株(議決権所有割合23.5%)を直接保有しております。 |
| | 人的関係 | 当社の要請により、当該会社から取締役2名(非常勤)が就任しております。 |
| | 取引関係 | 2024年3月期において、当該会社は当社との間に販売及び仕入の取引があります。 |

(4) 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

西垣林業株式会社

| | 属性 | 議決権の数(議決権所有割合()) | | | 大株主順位 |
|-----------------------|----------------|--------------------|--------------|--------------------|-------|
| | | 直接所有分 | 合算対象分 | 合計 | |
| 異動前 (2024年9月30日現在) | 主要株主及びその他の関係会社 | 10,466個 (23.5%) | - 個 (- %) | 10,466個 (23.5%) | 第2位 |
| 異動後 | 主要株主 | 4,518個 (10.2%) | - 個 (- %) | 4,518個 (10.2%) | 第2位 |

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 227,550株

2024年9月30日現在の発行済株式総数 4,673,250株

「大株主順位」欄は、2024年9月30日現在の株主名簿に基づいた順位を記載しております。

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

(6) 今後の見通し

本公開買付けの成立後も、当社が2024年12月6日に公表した「都築木材株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明に関するお知らせ」(以下「本意見表明リリース」といいます。)に記載のとおり、当社株式の株式会社東京証券取引所スタンダード市場及び株式会社名古屋証券取引所メイン市場における上場は維持される予定です。

なお、本意見表明リリースに記載のとおり、本日時点において公開買付者は当社に取締役2名を派遣しておりますが、本公開買付けが成立した場合には、2025年6月に開催予定の当社定時株主総会において、公開買付者が派遣する3名の取締役の選任議案を上程するよう当社に要請する予定とのことです。

また、現時点において、当該その他の関係会社の異動による当社の業績見通しへの影響はありません。

以上

(添付資料)

「セブン工業株式会社(証券コード:7896)の株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2025年 1月11日

各 位

長野県伊那市日影336番地
都築木材株式会社
代表取締役社長 都築 寛明

**セブン工業株式会社（証券コード：7896）の株券に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

都築木材株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年12月6日、セブン工業株式会社（証券コード：7896。以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2024年12月9日から本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが 2025年1月10日をもって終了しましたので、結果について、下記のとおりお知らせいたします。

記

- ・ 公開買付けの結果について
- 1. 買付け等の概要
- (1) 公開買付者の名称及び所在地
都築木材株式会社
長野県伊那市日影336番地
- (2) 対象者の名称
セブン工業株式会社
- (3) 買付け等に係る株券等の種類
普通株式
- (4) 買付予定の株券等の数

| 株券等の種類 | 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|--------|-------------|-------------|-------------|
| 普通株式 | 594,840 (株) | 594,840 (株) | 594,840 (株) |
| 合計 | 594,840 (株) | 594,840 (株) | 594,840 (株) |

(注1) 本公開買付けに応募された対象者株式（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（594,840株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

(注2) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（594,840株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第

38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者の所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

2024年12月9日(月曜日)から2025年1月10日(金曜日)まで(20営業日)

対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は2025年1月27日(月曜日)まで(30営業日)となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金440円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(594,840株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨、及び、応募株券等の総数が買付予定数の上限(594,840株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(1,046,640株)が買付予定数の上限(594,840株)を超えましたので、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2025年1月11日に本公開買付けの結果を報道機関に対して公表しました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

| 株券等の種類 | 株式に換算した応募数 | 株式に換算した買付数 |
|---------|------------|------------|
| 株券 | 1,046,640株 | 594,840株 |
| 新株予約権証券 | | |

| | | |
|------------------|------------|----------|
| 新株予約権付社債券 | | |
| 株券等信託受益証券 () | | |
| 株券等預託証券 () | | |
| 合計 | 1,046,640株 | 594,840株 |
| (潜在株券等の数の合計) | () | () |

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

| | | |
|------------------------------|---------|---------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 11,961個 | (買付け等前における株券等所有割合 26.80%) |
| 買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 289個 | (買付け等前における株券等所有割合 0.65%) |
| 買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 17,910個 | (買付け等後における株券等所有割合 40.12%) |
| 買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 289個 | (買付け等後における株券等所有割合 0.65%) |
| 対象者の総株主等の議決権の数 | 44,457個 | |

(注1)「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2024年11月13日に提出した第66期半期報告書に記載された、2024年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式(但し、自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としていることから、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が2024年10月31日に公表した「2025年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載された2024年9月30日現在の発行済株式総数(4,673,250株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(209,378株)を控除した株式数(4,463,872株)に係る議決権の数(44,638個)を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数(1,046,640株)が買付予定数の上限(594,840株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

(6) 決済の方法

買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

決済の開始日

2025年1月20日(月曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人である三田証券株式会社から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

株券等の返還方法

返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録(応募が行われた直前の記録とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。なお、あらかじめ株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振り替える旨を指示した応募株主等については、当該口座に振り替えることにより返還いたします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては、公開買付者が2024年12月9日に提出した公開買付届出書に記載した内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

都築木材株式会社

(長野県伊那市日影336番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

以上